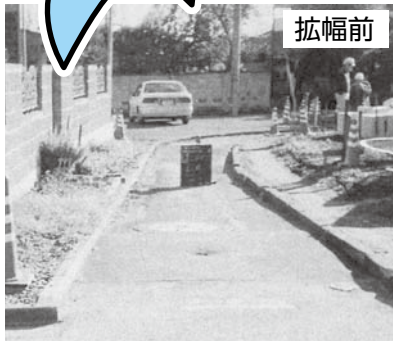
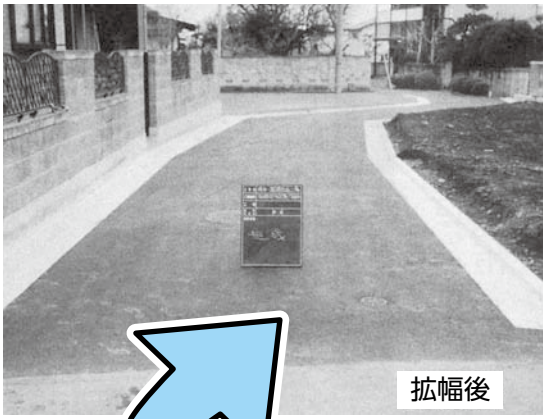


狭い道路を広げて 安全で快適な まちづくり



皆さんの住んでいる地域の生活道路は、災害が起きたときに消防車や救急車などの緊急車両が通行できる幅がありますか。

狭い道路はこうした活動の妨げとなるだけでなく、日常の交通や日当たり、風通しなどの生活環境の面からも多くの問題を抱えています。

市では、これらの狭い道路を、市民の皆さんが住宅などの新築や増改築をする際に整備し、将来に向けて災害に強く、安心して住むことができるまちづくりを目指しています。

狭い道路拡幅整備とは

狭い道路拡幅整備は、後退した部分（後退用地）を建築主や土地所有者から寄付または使用貸借の承諾をいただき、市が舗装などの整備をして道路を広げる事業です。

道路の幅は

4メートル以上必要です

建築基準法では、幅4メートル以上の道路に接した敷地でなければ建物を建てることができないと定められています。ただし、4メートル未満の道路でも、都市計画区域の指定がされたときに、現に建物が立ち並んでおり、市が指定した道路（建築基準法第42条第2項道路）に接している敷地の場合には、道路の中心線から2メートル後退すれば建築することができます。この場合、新築・増改築の建物はもちろん、後退に支障となる門・塀・植栽などの障害物も、この境界線まで後退（※）していただきます（下の図1）。

1

道路保全課 ☎(632) 252

なお、幅4メートル未満

の道路で、片側が川や崖地

などの場合は、道路を含め

て4メートルの線まで後退

しなければなりません（下

の図2）。

4メートル未満の道路に

接した敷地に建築計画のあ

る人は、建築指導課 ☎(632)

2574へご相談ください。

※下の図の斜線部分は、建

物を建てる時の敷地面積に

算入されません。

事業への協力は

報奨金などの特典も

後退用地を寄付していた

だいたの場合

後退用地などの測量や分

筆に直接要した費用につい

て、助成金を交付します。

▽すみ切り用地（下の図3）

を寄付した場合は、報奨金

を交付します。

当面は、認定市道や市有

道を対象としています。

■後退用地の使用に同意し

ていただいた場合

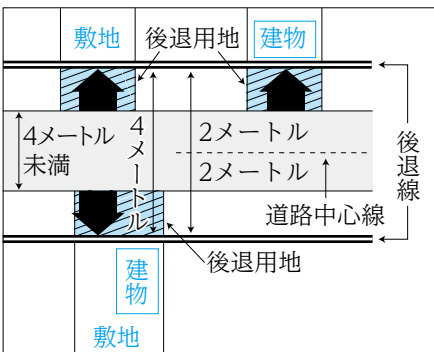
▽市で舗装などの整備をし

た後、後退用地の固定資産

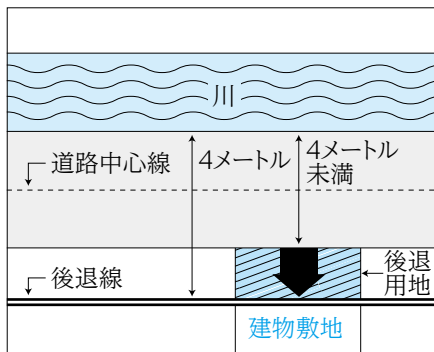
税、都市計画税の免除の手

続きを行います。

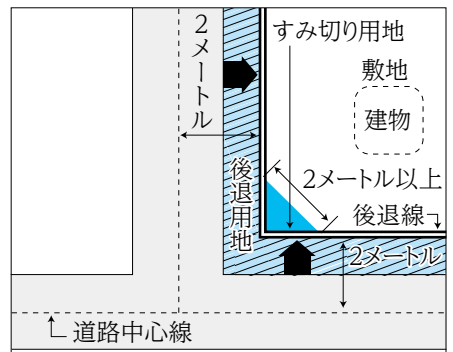
1 道路の中心線から2メートル後退



2 川や崖地などは4メートル後退



3 すみ切り用地



◎喜連川社会復帰促進センター施設参観を開催

▽日時

1月29日(木)午後1時30分~3時▽会場 喜連川

社会復帰促進センター(さくら市)▽定員 抽選70人▽申込

はがきに代表者の郵便番号・住所・氏名・年齢・電話

番号・参加者全員の氏名・年齢を書き、1月15日(必着)までに、〒329-1493さくら市喜連川5547、喜連川社会復

帰促進センター ☎(686)3111へ。

促進センター ☎(686)3111へ。

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。HPホームページ、Eメールアドレス、地域活動センター
 ☒地区市民センター、☒出張所、☒生涯学習センター、☒のみのみや表参道スクエア、☒地域コミュニケーションセンター、☒市民活動センター